

取政倫審発第4号  
令和3年11月29日

様

取手市政治倫理審査会  
会長 高久 匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴殿に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月7日（火・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、末尾連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 政治資金規正法に基づいて「取手新時代をひらく会」（代表者：藤井信吾取手市長）が作成し、茨城県選挙管理委員会に提出されています「平成29年分」及び「令和元年分」の政治資金に係る「収支報告書」において、貴殿が取手新時代をひらく会に金銭の寄附を行った旨が、平成29年分において1件（平成 年 月 日 円）、令和元年分において合計2件（平成 年 月 日 円、令和 年 月 日 円の計 円）記載されています。

この寄附における貴殿の住所について、いずれも貴殿が代表取締役を務める「XXXXXXXXXX株式会社」の住所が記載されておりますが、この寄附については、貴殿個人又は会社のいずれによるものですか。

- 2 貴殿が寄附をした際、上記3件の寄附者である貴殿の住所を、それぞれどのように取手新時代をひらく会にお伝えしましたか。
- 3 上記3件の寄附に当たって、寄附申出書など、貴殿の側で住所・氏名等を記載した書類を作成しましたか。作成している場合にはその控えの写しを提出願います。
- 4 貴殿の実質的な居住地は、住所地又は会社所在地のどちらですか。
- 5 差し支えない範囲で、取手新時代をひらく会に寄附を行った趣旨、及び寄附金の支出元（どなたの資産からの寄附支出であったか）をお教えてください。
- 6 この寄附金について、確定申告（寄附金控除の申告）はされましたか。  
この寄附金控除の確定申告を行っている場合には、寄附金控除に係る書類の控えの写しを御提出ください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線 1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、取手市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があった場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に対し、調査を請求することができる。

(1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。

(2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。

(3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。